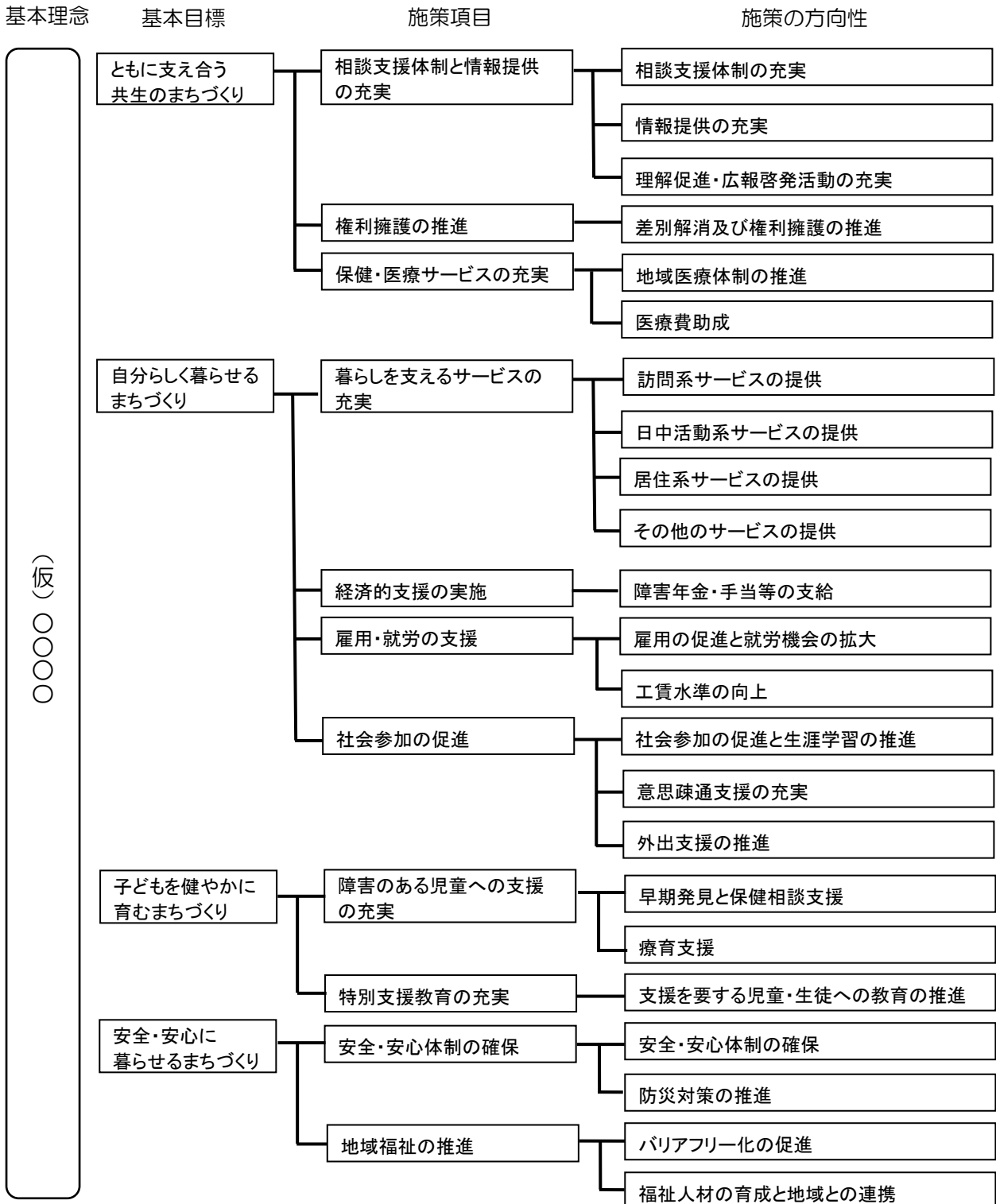


## 第5章 障害者計画における施策の展開

本計画の基本理念と基本的視点を踏まえ、関連分野の相互の連携を図りながら、基本目標に基づく施策について、総合的な展開を図ります。

### 【施策の体系】



## 第1節 ともに支え合う共生のまちづくり

### 1 相談支援体制と情報提供の充実

#### 【現状と課題】

- ◇障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、気軽に相談できる体制や福祉サービスに関する情報提供が充実していることが重要です。
- ◇市内には、障害のある人やその家族などが福祉サービスなどに関して相談する「相談支援事業所」が3か所、サービス等利用計画を作成する「特定指定相談支援事業所」が9か所あり、そのうちの1か所で、身体障害を中心としたピアカウンセリングを実施しています。
- ◇障害のある人が、福祉サービスなどを利用する際に、必要な情報を得、必要な支援をスムーズに受けることができるよう、市と各相談支援事業所の更なる連携の推進や体制の充実に努めていく必要があります。
- ◇精神障害のある人が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるように、関係機関の連携のもとで、地域生活への移行に向けた相談支援の充実が求められています。
- ◇地域生活支援拠点等の整備に関しては、地域における相談支援や専門的人材の確保・養成などを総合的に行う「基幹相談支援センター」の機能をどのように確保するのが重要な課題となっています。
- ◇市からの情報については、多様な手法による提供に努めていますが、必要な情報が障害のある人に的確に伝わるように、より一層の工夫が必要となっています。引き続き、視覚障害のある人や聴覚・言語障害のある人など、情報の収集、利用の面で制約を受けている人に十分配慮して、情報のバリアフリー化を推進していく必要があります。
- ◇市では、イベントや各種講座などを通じて、障害のある人と障害のない人との交流の促進や、障害や障害のある人の理解を進めるための、啓発活動に努めていますが、引き続き、こうした取組の充実を図っていくことが必要です。

#### 【施策の方向】

- 障害のある人が身近な場所で気軽に相談することができるように、相談支援機能の充実に努めます。また、地域支援協議会相談支援部会と連携を図るなかで、相談支援体制の充実に努めます。
- 医療機関や保健所などの関係機関や地域移行・地域定着支援に係る事業所と連携し、相談支援の充実に努め、障害のある人の地域移行に向けた取組の推進に努めます。
- 障害のある人の適切な選択を支援するため、様々な媒体や多様な手法を活用し、それぞれの障害に対応した適切な情報が、必要な時に手軽に入手することができるよう、情報提供の総合的な支援に努めます。
- 障害のある人に対する理解はまだ十分とはいえません。地域社会の一員としてお互いに理解し、尊重し、相互に支え合う地域社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

【事業内容】

(1) 相談支援体制の充実

番号	事業名	内容	担当
1 (19)	相談支援事業	障害のある人やその家族からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活の促進を図るため、市及び3か所の相談支援事業所が連携し、情報提供や権利擁護の対応など、必要な支援を行います。	障害福祉課
2 (20)	ピアサポート※ 相談事業	相談支援事業所のうち1か所においてピアサポートを引き続き実施し、専門性を備えた障害当事者がカウンセラーとなり、互いの経験・体験を基に、協同的な取組による支援を図ります。	障害福祉課
3 (22)	精神障害者一般 相談事業	通院している精神障害のある人やその家族を対象に、生活、医療、福祉制度などについての相談や助言を行います。また、未治療や治療中断など医療に関する相談や、アルコール中毒などの専門相談については、保健所と連携を図ります。	障害福祉課
4 (21)	身体・知的障害者 相談員設置事業	障害のある人の相談に応じるため、市から委嘱された障害当事者が地域における身近な相談員となり、当事者の立場で相談に応じ、助言を行います。	障害福祉課
5 (18)	*計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する際に、計画性を持って、適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行います。	障害福祉課
6 (15) (16)	*地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)	施設に入所し、又は病院に入院している障害のある人を対象に、地域生活への移行に向け、相談や同行支援(地域移行支援)を実施します。また、地域で居宅生活を行う人への常時連絡体制を確保し、緊急時には、相談対応や訪問等(地域定着支援)を行います。	障害福祉課
7 (17) (110)	地域支援協議会の推進	障害福祉に関する関係機関や当事者、医療、教育、雇用等に関する専門職などが集い、相互に連携し、情報を共有し、課題を集約する中で、専門部会の活用も図り、地域の実情に応じた障害のある人への支援体制の整備について協議し、地域の課題解決に努めます。	障害福祉課

注：\*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

## (2) 情報提供の充実

番号	事業名	内容	担当
8 (51)	広報紙やホームページなどの活用	広報紙やホームページなど様々な媒体を活用し、分かりやすい表現により、福祉制度や福祉サービスに関する情報の提供に努めます。	秘書広報課 情報推進課
9 (52)	点字版・音声版の広報あきしまなどの発行	視覚障害のある人を対象に、「広報あきしま」と「あきしま市議会だより」の点字版・音声版を発行し、行政情報の円滑な提供を図ります。	秘書広報課 議会事務局
10 (53)	市民図書館における点字図書・録音図書などの充実	視覚障害のある人が気軽に読書できる環境を整備するため、対面朗読の実施や大活字本の貸出、点字図書、録音図書、障害者用資料の充実などを図ります。	市民図書館
11 (54)	アクセシビリティに配慮したホームページの作成	文字の拡大や色の変更、音声読み上げなどのアクセシビリティの向上を支援する機能を今後も活用し、障害のある人に配慮したホームページの作成に努めます。	情報推進課
12 (55)	ガイドブックの作成・充実	障害のある人が受けられる支援や障害者手帳の所持により受けられる福祉サービスなどの情報を分かりやすく提供するため、引き続き、ガイドブックの掲載内容の充実を図ります。	障害福祉課

## (3) 理解促進・広報啓発活動の充実

番号	事業名	内容	担当
13 (48)	広報紙やホームページなどによる啓発活動	障害や障害のある人への理解を推進するため、広報紙やホームページなどを活用し、継続的な啓発活動に努めます。	障害福祉課
14 (49)	各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	いきいき健康フェスティバルなどの各種イベントを通じて、障害に関することや障害のある人に対する理解と認識を深めるため、啓発活動に努めます。	障害福祉課 介護福祉課 健康課
15 (50)	人権意識の普及・啓発	障害のある人を含むすべての個人の尊厳が守られる社会を目指すため、人権意識の普及・啓発に努めます。	秘書広報課 企画政策課
16 (新)	障害者スポーツの普及・啓発	2020年の東京パラリンピックの開催を踏まえ、スポーツイベントにおいて、パラリンピック競技種目を体験する機会を提供するとともに、障害者スポーツの普及・啓発に努めます。	スポーツ振興課

## 2 権利擁護の推進

### 【現状と課題】

- ◇障害のある人が、個人の尊厳を尊重され、社会の一員として自分らしく暮らしていくためには、日々の暮らしの中での自己決定を適切に支援するとともに、障害のあることを理由とした差別を受けることがない地域社会を構築することが必要です。
- ◇障害などにより、判断能力が十分とはいえない人が、地域で自立して生活することができるよう、社会福祉協議会では、「地域福祉・後見支援センター」を設置し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度\*利用支援推進事業を実施しています。
- ◇障害のある人の尊厳と自立を守るためには、障害のある人に対する虐待を防止することが極めて重要です。様々な機会を捉え、虐待の防止を周知していくとともに、障害のある人が虐待を受けたときに、適切に保護し、支援するための体制の整備を図ります。また、虐待の防止に向け、障害のある人の養護者に対する支援にも努めるなど、障害のある人の権利擁護の取組を進めます。

### 【施策の方向】

- 障害のある人も障害のない人もお互いの人権を尊重し、地域で自分らしく安心して生活することができるよう、障害のある人の虐待防止と障害のある人の養護者に対する支援に努めます。また、社会福祉協議会が運営する「地域福祉・後見支援センターあきしま」の活動を支援し、国の成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 障害を理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の周知に努め、障害や障害のある人に対する理解の啓発に取り組むとともに、障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた検討を行います。
- 選挙は民主主義の根幹をなすものであり、主権者としての意見を政治に反映させるための最大の機会です。基本的人権である選挙権について、その行使を円滑に図ることができるように、環境の整備と適切な支援に努めます。

## 【事業内容】

## (1) 差別解消及び権利擁護の推進

番号	事業名	内容	担当
17 (112)	地域福祉権利擁護事業	障害のある人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施している、日常的な手続や金銭管理、重要書類の預かりなどを行う、地域福祉権利擁護事業の支援に努めます。	生活福祉課 社会福祉協議会
18 (113)	成年後見制度の利用促進	判断能力が十分とはいえない障害のある人の地域生活を支援するため、成年後見制度の利用促進を図ります。	生活福祉課 障害福祉課
19 (114)	障害者虐待防止センター機能の充実	障害者の虐待に関する相談の窓口となる障害者虐待防止センターを中心として、関係機関の連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待の防止、養護者に対する支援の取組を進めます。	障害福祉課
20 (新)	市職員に対する障害者理解の周知・啓発	市職員に対して、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害を理由とした差別の根絶を図るため、引き続き、職員研修を実施し、職員対応マニュアルの徹底を図ります。	職員課
21 (111)	選挙における配慮	障害のある人の投票参加を支援するため、引き続き、音声版の「選挙公報」を作成し、点字・代理投票制度や郵便投票制度を円滑に実施するとともに、各投票所では、ハード・ソフトの両面から、バリアフリー対策を図ります。	選挙管理委員会事務局

### 3 保健・医療サービスの充実

#### 【現状と課題】

- ◇障害のある人の地域生活の質を高めるためには、適切な保健・医療サービスが提供されることが重要です。
- ◇障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療に努めるだけでなく、高齢化などに伴う障害の重度化の予防及び対応を図る観点からも、保健・医療サービスの充実が求められています。
- ◇医療機関に対しては、障害のある人の受診について適切な対応に努めていただくよう、機会を捉え依頼をしています。こうした対応を徹底し、障害のある人が安心して医療機関を受診できる環境の整備を進める必要があります。
- ◇昭島市歯科医師会が取り組んでいる障害者等歯科医療支援事業により、障害のある人を対象とした訪問歯科診療などのサービスを実施していますが、引き続き、障害のある人の要望に応えられるよう取り組む必要があります。
- ◇精神障害のある人では、精神疾患の症状の悪化のため、受診が困難になり、さらに症状が悪化して日常生活が困難になるという悪循環に陥ることもあります。こうしたことに対応するため、保健所や医療機関をはじめとした、関係機関の更なる連携が求められています。

#### 【施策の方向】

- 障害のある人が、地域で安心して暮らすためには、身近な場所で健康管理や適切な医療サービスを受けられることが大切です。引き続き医療機関に働きかけ、連携の強化による支援体制の充実を図ります。
- 精神障害のある人の地域生活を支援するため、精神障害に対する正しい理解の普及・啓発を図るとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、検討を行います。
- 障害のある人に対する各種医療費助成制度の周知・啓発に努めるとともに、医療費助成制度の充実について、関係機関を通じて国などに要請し、障害のある人の福祉の増進を図ります。

## 【事業内容】

## (1) 地域医療体制の推進

番号	事業名	内容	担当
22 (44)	医療機関との連携	障害のある人の医療や看護について、医療機関との連携の更なる緊密化を図り、サービス提供体制の充実を図ります。また、こうした連携を活用し、障害者虐待の早期発見に努めます。	健康課
23 (45)	障害者等歯科医療支援事業	障害のある人が、必要な歯科診療や治療が的確に受けられるように、昭島市歯科医師会と連携し、診療環境の充実を図ります。	健康課

## (2) 医療費助成

番号	事業名	内容	担当
24 (40)	自立支援医療（更生医療・育成医療）費給付事業	じん臓・心臓・肝臓機能などに重度で継続的な障害のある人を対象に、心身の障害を除去又は軽減するため、医療費の一部を助成します。 【国制度】	障害福祉課
25 (41)	自立支援医療（精神通院）の申請受付	精神疾患で通院している人を対象に、経済的負担を軽減するため、通院医療費の一部を助成します。【東京都制度】	障害福祉課
26 (42)	心身障害者医療費助成事業	心身障害のある人を対象に、保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。【東京都制度】	障害福祉課
27 (43)	難病医療費等助成制度などの申請受付	難病医療費等助成制度や小児慢性特定疾病医療費助成制度などの対象疾病にかかられた人を対象に、経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。【東京都制度】	障害福祉課



## 第2節 自分らしく暮らせるまちづくり

### 1 暮らしを支えるサービスの充実

#### (1) 訪問系サービスの提供

##### 【現状と課題】

◇障害のある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるように、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスについて、ニーズに応じた多様なサービスを提供する必要があります。

◇重度訪問介護については、対象者が身体・知的障害のある人のほか、平成26年4月からは精神障害のある人にも拡大されており、障害のある人の利用ニーズに合った支援を適切に実施していく必要があります。

##### 【施策の方向】

○障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、訪問系サービスの適切で円滑な実施を図ります。また、関係機関の連携と協力により、障害のある人の地域での自立した生活の確保に向けた支援に努めます。

○障害福祉サービスの提供に関しては、障害支援区分の認定などの手続の円滑な実施や適切なサービスを選択することができる支援体制の充実を図るとともに、引き続き、本人のニーズを的確に把握する中で、障害支援区分に応じた適切な支給決定を行います。

##### 【事業内容】

番号	事業名	内容	関連他課
28 (1)	*居宅介護	障害のある人を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービスの提供を行います。	障害福祉課
29 (2)	*重度訪問介護	常時介護を必要とする重度障害のある人を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービス及び外出時の移動介護サービスを行います。	障害福祉課
30 (3)	*同行援護	移動に著しい困難のある視覚に障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や移動に必要な情報提供を行います。	障害福祉課
31 (4)	*行動援護	行動面に著しい困難がある知的障害、精神障害のある人を対象に、危険回避のための援護や移動介護サービスを提供します。	障害福祉課
32 (5)	*重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要度が著しく高い障害のある人を対象に、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。	障害福祉課

注：\*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

## (2) 日中活動系サービスの提供

### 【現状と課題】

- ◇地域で暮らす障害のある人に、施設などでの日中の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動及び身体機能の向上を図る訓練などの機会を提供します。
- ◇障害のある人のライフステージに応じた切れ目のない支援を図る観点からも、学校教育修了後の日中活動の場の確保が課題となっています。
- ◇平成29年4月現在、市内の生活介護事業所は、3事業所となっています。今後、特別支援学校高等部卒業生の進路先をはじめとして、利用者の増加が考えられるため、市内への生活介護事業所の設置が求められています。
- ◇市内の就労継続支援B型などの就労系の事業所を中心として、事業所間の連携を図るなかで、自主製作品の販売促進活動の一環として、共通ブランド「あきしまある」を創設し、共同販売会や共同受注の実施などにより、工賃アップに取り組んでいます。今後も、各事業所間の連携を更に深めるなかで、利用者のやりがいや働く意欲の向上にも配慮し、工賃アップの取組を推進することが求められています。
- ◇平成29年4月現在、市内の短期入所施設は、1事業所となっています。介護者のレスパイトや緊急時に適切に対応するためにも、市内への短期入所事業所の設置が求められています。
- ◇市では、地域活動支援センター※I型を1か所設置し、障害のある人の創作活動や生産活動、交流活動の場を提供しています。

### 【施策の方向】

- 生活介護事業所が不足している状況を踏まえ、立川基地跡地内の国有地に整備することについて検討を行います。
- 短期入所事業所が不足している状況を踏まえ、地域生活支援拠点等に必要とされる機能の一環として、立川基地跡地内の国有地に整備することについて検討を行います。
- 企業等への就労が困難な障害のある人に対して、就労継続支援事業などの福祉的就労の場や社会参加活動の機会の提供を図ります。
- 地域活動支援センターを活用し、創作活動や生産活動、交流活動などの機会の提供を図り、障害のある人の社会参加や日中活動の充実を図ります。

【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
33 (6)	*生活介護	常に介護を必要とする障害のある人を対象に、通所により、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動などの機会を提供します。	障害福祉課
34 (7)	*自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害のある人に対して、自立した生活を営むことができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。	障害福祉課
35 (8)	*就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練、求職活動に関する支援など、就職後の職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。	障害福祉課
36 (9)	*就労継続支援 (A型・雇成型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づき、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課
37 (10)	*就労継続支援 (B型・非雇成型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人に対して、継続的に生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課
38 (新)	*就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労に移行した人が、就労環境等の変化により、生活リズムの調整や家計の管理などの問題が生じた際に、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。	障害福祉課
39 (11)	*療養介護	医療と常時の介護が必要な障害のある人を対象に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。	障害福祉課
40 (12)	*短期入所	介護者が病気などで介護が困難になった場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などのサービスを提供します。	障害福祉課
41 (33)	地域活動支援センター事業 (地域生活支援事業)	主に精神障害のある人を対象に、創作活動、生産活動及び交流活動などができるオープンスペースを開設し、地域社会と交流できる機会を提供します。	障害福祉課

注：\*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

### (3) 居住系サービスの提供

#### 【現状と課題】

- ◇障害のある人の地域での生活を実現するためには、日中活動の場と合わせて、居住の場が確保されていることが必要不可欠です。
- ◇市内には、精神障害のある人を対象とした、滞在型のグループホームがないことから、グループホームの設置が求められています。
- ◇障害のある人自身が自らの暮らし方を選択し、介護者が高齢化した場合などにおいても、引き続き、住み慣れた地域で生活することができるように、また、入所施設や病院等から地域生活への移行を促進するためにも、グループホーム等の居住の場の整備を促進していく必要があります。

#### 【施策の方向】

- 障害のある人が安心して暮らしていくことができるように、グループホームにおいて、主として夜間や休日に必要なサービスを提供するとともに、グループホームの家賃を助成することにより、障害のある人の地域生活を支援します。
- 精神障害のある人を対象とした、グループホームの設置に向けて、設置主体となる法人と連携を図るなかで、整備促進を図ります。
- 入所施設や病院等から地域生活へ移行や介護者が高齢化した場合などに対応するグループホームが不足している状況を踏まえ、地域生活支援拠点等に必要とされる機能を担うなかで、立川基地跡地内の国有地への整備に向けて検討を行います。

#### 【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
42 (新)	*自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから地域で一人暮らしを始めた障害のある人を訪問し、生活に関する助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談に対応します。	障害福祉課
43 (13)	*共同生活援助 (グループホーム)の利用支援	地域で共同生活を行うことに支障のない障害のある人を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。	障害福祉課
44 (14)	*施設入所支援	施設に入所している障害のある人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談・助言などの日常生活上の支援を行います。	障害福祉課
45 (104)	グループホーム 家賃助成事業	グループホームを利用している障害のある人を対象に、入所しているグループホームの安定的な運営を図るため、家賃の助成を行います。	障害福祉課

注：\*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

#### (4) その他のサービスの提供

##### 【現状と課題】

- ◇障害のある人も障害のない人も、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現が、障害者福祉の一つの理想です。そのためには、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態により、効果的・効率的に事業を実施することが大切です。障害のある人の自立した地域生活をサポートするため、地域の特性を踏まえ、地域生活支援事業を適切に実施することが求められています。
- ◇障害のある人の地域での自立した生活を支援するため、引き続き、補装具の利用支援や日常生活用具給付事業、巡回入浴サービス事業などの適切な実施に努めていく必要があります。

##### 【施策の方向】

- 障害のある人の自立を支援するため、引き続き、補装具の利用支援や日常生活用具給付事業、巡回入浴サービス事業などを実施します。
- 日常生活用具の給付については、障害のある人のニーズや社会情勢等に応じて、必要に応じて見直しを図ります。

##### 【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
46 (23)	補装具給付事業	障害のある人の日常生活を容易にし、又は職業的な能率の向上を図るため、必要と認められる補装具の給付や修理を行います。	障害福祉課
47 (24)	日常生活用具給付事業 (地域生活支援事業)	重度の障害のある人の日常生活における自立を支援するため、必要と認められる日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課
48 (28)	巡回入浴サービス事業 (地域生活支援事業)	心身に重度の障害があり、家庭での入浴が困難な人に対し、身体の清潔保持と心身機能の維持などを図るため、自宅に入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。	障害福祉課
49 (47)	住宅設備改善費助成事業	在宅で重度の身体障害のある人が居住する家屋内に移動設備などを整備することにより、日常生活の利便性の向上を図るため、住宅設備の改善費用を助成します。	障害福祉課
50 (103)	紙おむつ支給事業	心身に重度障害を有し、常時紙おむつを必要とする在宅の人を対象に、家族の負担を軽減するため、紙おむつを支給します。	障害福祉課
51 (109)	自立生活支援補助事業	地域における障害のある人の主体的で自立した生活を支援するため、障害当事者による相談（ピアサポート）事業を実施しているNPO法人に補助金を交付します。	障害福祉課

## 2 経済的支援の実施

### 【現状と課題】

- ◇障害のある人が自立して生活していくためには、経済的な面での安定が不可欠ですが、福祉的就労のみでは、生活を支えることが難しいのが現状です。
- ◇生活の安定を支援する観点から、引き続き障害のある人に関する手当等の適正な支給を図るとともに、諸制度の周知を徹底していく必要があります。

### 【施策の方向】

- 障害基礎年金制度について、制度の存在や手続き方法などを知らないために、本来、受給できるはずの年金を受給できないことがないように、制度の周知・啓発を図ります。
- 障害のある人の日常生活の安定のため、年金や手当などの経済的支援制度の周知に努めるとともに、その適切な支給を行います。

### 【事業内容】

#### (1) 障害年金・手当等の支給

番号	事業名	内容	担当
52 (新)	障害年金制度の周知	障害年金制度について、年金事務所と連携を図るなかで、受給対象となる人が適切に受給することができるように、周知・啓発を図ります。	保険年金課
53 (98)	特別障害者手当等支給事業 【国制度】	日常生活において常時介護を必要とする在宅生活の重度障害のある人を対象に、特別障害者手当又は障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課
54 (新)	重度心身障害者手当支給事業 【都制度】	心身に特に重度の障害のあることにより、常時複雑な介護を必要とする人を対象に、福祉の増進を図るため、重度心身障害者手当を支給します。	障害福祉課
55 (新)	特別児童扶養手当の申請受付 【都制度】	20歳未満の心身に重度の障害のある児童を監護又は養育している人を対象に、福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課
56 (新)	児童育成手当(障害手当)の支給 【都制度】	20歳未満の心身に重度の障害のある児童を扶養している人を対象に、福祉の増進を図るため、児童育成手当(障害手当)を支給します。	子ども子育て支援課
57 (99)	心身障害者福祉手当支給事業 【都・市制度】	心身に障害のある人に対象に、経済的、精神的負担の軽減を図るため、障害の程度に応じた心身障害者福祉手当を支給します。	障害福祉課
58 (100)	特殊疾病者福祉手当支給事業 【市制度】	治癒が著しく困難な疾病にかかっている人(難病医療費等助成対象者等)を対象に、医療費等の負担軽減を図るため、特殊疾病者福祉手当を支給します。	障害福祉課

### 3 雇用・就労の支援

#### 【現状と課題】

- ◇障害のある人の希望と適性に応じた就労につなげ、自分らしく働けるように支援することは、社会的・経済的に自立するためにも大切な取組の一つとなります。
- ◇市では、障害のある人が一般就労にチャレンジし、安心して働き続けられるように、身近な地域において就労面と生活面の支援を行う「障害者就労支援センター」を設置しています。引き続き、企業や労働行政機関と連携し、障害のある人の就労支援を充実させていくことが求められています。
- ◇障害のある人が一般就労した後のフォローは、「障害者就労支援センター」を中心として実施していますが、就労後の定着に向け、更なる支援の充実に努めていく必要があります。
- ◇保健福祉センターの喫茶コーナーには、市内の就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などへの通所者が作製した製品を展示・販売するコーナーを設けています。引き続き、展示・販売を行っていくとともに、展示・販売する機会の拡充についても検討する必要があります。
- ◇障害者優先調達推進法の施行以降、市内の障害者就労支援施設を対象として、市が発注する公共施設の清掃業務、公園等の除草業務や印刷業務等の優先調達に努めるとともに、就労支援施設が運営する市役所1階の喫茶コーナーの客席を増やしたり、そこで新たに調理パンの販売を可能とするなど、就労機会の提供や工賃水準向上の取組を支援しています。

#### 【施策の方向】

- 障害のある人の一般就労を進めるため、障害者就労支援センター（チャレンジ ステーション クジラ）を中心として関係機関との連携を強化し、一般就労の支援の充実や、就労の定着化を図ります。
- こうした連携を基本として、特例子会社※、障害のある人を雇用している企業や雇用を予定している企業、関係機関に対し、障害のある人の雇用促進や働きやすい労働環境の整備について、地域支援協議会就労支援部会と連携を図るなかで、働きかけを行います。
- 平成28年度より実施した市役所での職場体験実習について、継続して実施していくとともに、対象者の拡大や拡大時の実施内容等について検討を行います。
- 障害者就労支援事業や就労移行支援事業、就労継続支援事業などの活用により、障害のある人の一般就労の促進と就労機会の提供を図ります。
- 「昭島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市が物品やサービスを調達する際には、公平性及び競争性に留意するなかで、障害者就労施設などから優先的・積極的に購入するように努めます。

## (1) 雇用の促進と就労機会の拡大

番号	事業名	内容	担当
59 (93) (94)	障害者就労支援事業の実施	関係機関との連携のもと障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようにするため、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援事業を継続して実施します。	障害福祉課
60 (92)	職場体験実習の実施	障害のある人の就労を支援するため、市役所において、特別支援学校高等部の生徒を対象に、職場体験実習を実施します。また、対象者の拡大や実施内容等について検討します。	障害福祉課
61 (90)	障害のある人の雇用促進	市役所において、障害のある人に関する労働環境の整備を進め、障害のある人の雇用につなげます。また、障害者就労支援センターやハローワークなどの労働行政機関などとの連携を図りながら、企業に対し、障害のある人の雇用促進を働きかけます。	職員課 産業活性課
62 (91)	障害のある人の職域の拡大	障害のある人の雇用を促進するため、商工会や労働関係機関と連携し、新しい就労の場の創出や職域拡大に向けた啓発等を図ります。	産業活性課

## (2) 工賃水準の向上

番号	事業名	内容	担当
63 (95)	自主製作品の展示・販売コーナーの設置	保健福祉センターの喫茶コーナーにおいて、引き続き、障害者就労施設等の通所者の自主製作品を常時展示・販売できるコーナーを設置し、障害者就労施設等の活動内容の周知や障害のある人の工賃向上を図ります。	生活福祉課
64 (96)	障害者就労施設等の製品・食品などの販売促進	障害者就労施設等で製作された製品や食品などの販売を促進するため、地域のイベントなどへの出店や参加機会の拡大を図ります。また、市内における障害者就労施設等のネットワークを活用し、市と事業所が連携を図るなかで、共同販売会の実施や販路拡大に向けた取組を推進します。	障害福祉課
65 (97)	障害者就労施設等への物品等の優先調達の推進	市の障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、受注機会の拡大を図るとともに、供給可能な物品等の周知にも努めます。	障害福祉課 全課



## 4 社会参加の促進

### 【現状と課題】

- ◇障害のある人が、地域の中で自分らしく生活していくためには、地域の人々と交流し、支え合っていくことが重要です。また、障害のある人が豊かで潤いのある生活を送るために、芸術や文化に触れ、スポーツやレクリエーション活動への参画等を支援し、その促進を図ることが必要です。
- ◇聴覚障害や視覚障害のある人は、その感覚機能の障害によってコミュニケーションの確保にハンディキャップを抱えています。日常生活の利便性の向上や自立と社会参加を促進するためには、コミュニケーションが適切に確保できる環境づくりが課題となっています。
- ◇障害のある人の社会参加を進めるためには、外出や移動に係る手段の確保は大切な課題です。障害のある人の外出支援サービスとしては、心身障害者用自動車(くじら号)運行事業」のほか、地域生活支援事業の「移動支援事業」や「タクシー利用費助成事業」、「自動車ガソリン費助成事業」、NPO法人が行っている「移送サービス事業」などがあります。、障害のある人がいきいきと社会参加していくことができるように、外出や移動の支援を充実する必要があります。

### 【施策の方向】

- 障害のある人も障害のない人も、誰もが地域活動に気軽に参加し、芸術・文化に触れ、スポーツやレクリエーションを楽しめる環境の整備に努めます。
- 障害のある人が、スポーツやレクリエーションなど、様々なイベントに気軽に参加できるような支援の充実を図り、障害のある人と障害のない人が一緒になって活動し、楽しめる機会の提供に努めます。
- 聴覚障害のある人の日常生活におけるスムーズなコミュニケーションの確保のため、手話通訳者の派遣などコミュニケーション支援を推進します。また、支援に携わる手話通訳者の養成も推進します。
- 障害のある人が地域生活や社会活動の中で必要な移動手段を確保することができるように、移動支援や移動に係る費用の助成などのサービスを提供します。

## 【事業内容】

## (1) 社会参加の促進と生涯学習の推進

番号	事業名	内容	担当
66 (56)	障害のある青年の交流事業	障害のある人が、社会の中での生活力を身につけるため、障害のある青年が障害のない青年と共に活動し、交流を深める講座を実施します。	市民会館・公民館
67 (57)	文化活動支援	障害のある人も障害のない人も、誰もが参加できる趣味講座や成果発表・展示などを行い、文化活動への参加を促進します。	市民会館・公民館
68 (58)	レクリエーション活動への参加支援	障害のある人のレクリエーション活動への参加について、関係各課の連携による支援が可能となるよう、実施体制の整備に努めます。	障害福祉課
69 (新)	パラリンピック競技種目体験事業	2020年の東京パラリンピックの開催に向け、様々なパラリンピック競技種目の体験を通して、障がいのある人と障害のない人との相互交流を図るとともに、障害への理解を深めます。	市民会館・公民館

## (2) 意思疎通支援の充実

番号	事業名	内容	担当
70 (26)	手話通訳者等派遣事業 (地域生活支援事業)	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、コミュニケーションの支援を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。	障害福祉課
71 (27)	手話通訳者養成事業 (地域生活支援事業)	聴覚・言語機能などに障害のある人の意思疎通を支援するため、社会福祉協議会と連携を図るなかで、養成講座を実施し、手話通訳者の拡充を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会
72 (32)	言語機能訓練事業 (地域生活支援事業)	音声や言語機能に障害のある人を対象に、コミュニケーション機能の改善を図るため、言語聴覚士による指導や訓練、家族への助言などを行います。	障害福祉課
73 (81)	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	補聴器を装用することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児を対象に、補聴器購入費用の一部を助成します。	障害福祉課

(3) 外出支援の推進

番号	事業名	内容	担当
74 (59)	心身障害者用自動車（くじら号） 運行事業	心身の障害により、常時車いすを使用しなければ移動することが困難な人を対象に、病院への通院や生活圏の拡大を図るため、車いすのまま乗車することができる障害者用自動車（くじら号）を運行します。	障害福祉課
75 (60)	移送サービス補助事業	公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に行う福祉有償移送サービス事業の実施するNPO※法人に対し、補助金を交付するとともに、事業の登録申請手続の支援を行います。	生活福祉課 障害福祉課
76 (102)	重度脳性麻痺者 介護人派遣事業	重度の脳性麻痺者を対象に、生活圏の拡大を図るため、介護人派遣費用を助成します。	障害福祉課
77 (25) (61)	移動支援事業 (地域生活支援事業)	屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出時の支援を行うため、ガイドヘルパーを派遣します。	障害福祉課
78 (62)	タクシー利用費 助成事業	電車やバスなどの交通機関の利用が困難な重度の障害のある人を対象に、生活圏の拡大を図るため、タクシー利用費用の一部を助成します。	障害福祉課
79 (29) (63)	自動車等ガソリン 費助成事業 (地域生活支援事業)	障害のある人を対象に、日常生活のために所有する自動車の運行に係るガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
80 (30) (64)	自動車運転免許 取得費助成事業 (地域生活支援事業)	身体・知的障害のある人を対象に、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。	障害福祉課
81 (31) (65)	自動車改造費助 成事業 (地域生活支援事業)	重度の身体障害のある人を対象に、就労などのため自動車を購入する際に、必要となる改造費用の一部を助成します。	障害福祉課
82 (66)	都営交通無料乗 車券の発行	都内に居住する障害のある人や戦傷病者の人を対象に、都営交通の無料乗車券を発行します。	障害福祉課
83 (67)	心身障害者民営 バス割引証の交 付	障害のある人を対象に、民営バスの普通乗車券又は定期乗車券の割引証を交付します。	障害福祉課

## 第3節 子どもを健やかに育むまちづくり

### 1 障害のある児童への支援の充実

#### 【現状と課題】

- ◇障害のある子どもが地域で健やかに育っていくためには、乳幼児期から学校卒業まで一貫した、一人ひとりのライフステージに応じた支援が必要です。
- ◇障害の早期発見と早期対応、早期療育は大変重要です。また、支援者の連携等によって支援情報などのスムーズな引継ぎを心がけ、ライフステージの変わり目に、支援の切れ目が生じることがないように配慮していくことも求められています。
- ◇市では、昭島市医師会や保健所などの関係機関と連携を図りながら、乳幼児健康診査、乳幼児発達健康診査などの各種健康診査や保健指導、相談の実施などに努めています。
- ◇障害のある乳幼児が療育機関などにつながった後も、保健師による保護者へのサポートは継続していく必要があります。
- ◇障害のある子どもの将来の自立を見据えて、早い段階からの療育の視点を踏まえた教育・保育の支援が必要です。
- ◇市では、乳幼児健康診査や子ども相談事業などにおいて、障害の早期発見を心がけ、障害のある子どもが通所訓練や療育指導に、早期につながるよう支援を行っています。
- ◇教育・保育施設においては、これまでも障害のある子どもの受け入れの拡大を図ってきましたが、更なる受け入れの拡大が求められています。
- ◇（仮称）教育福祉総合センター及び児童発達支援センターの設置を平成31年度末に予定しているとともに、特別な支援を必要とする子どもとその保護者に対し、関係機関を含め、総合的な相談・支援を行うため、福祉部門と教育部門が一体となった総合相談窓口を設置します。

#### 【施策の方向】

- 母子保健事業などを通じて障害の早期発見に努め、障害の種類に応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のある子どもの個性や能力を着実に伸ばしていくため、早い段階からの適切な支援に努め、障害の種類や程度、発達段階に応じたきめ細かい対応を図ります。
- 児童や保護者などに適切な対応を行うことができるように、施設からの要望により、臨床心理士などの専門的な知識を有する相談員が巡回し、市内の幼稚園教諭や保育士、学童クラブ指導員などからの、児童の身体的・精神的な発達などについての相談に応じ、助言などを行います。
- 発育、発達の状況に応じて適切な支援を受けることができるように、子どもと保護者に対する支援体制の充実を図ります。また、児童発達支援センターの整備を推進するとともに、（仮称）教育福祉総合センターにおける福祉部門と教育部門が一体となった総合相談窓口の開設に向けて、具体的な検討を行います。

【事業内容】

(1) 早期発見と保健相談支援

番号	事業名	内容	担当
84 (34)	乳幼児健康診査	年齢や発達段階に応じた健康診査を行い、発達の遅れや疾病などを早期に発見し、適切な相談、治療や療育に結びつけます。	健康課
85 (35)	乳幼児発達健康診査	発達に重点をおいた乳幼児発達健康診査を実施し、運動・精神発達遅滞などが疑われる乳幼児を、早期に適切な治療や療育に結びつけることができるように努めます。	健康課
86 (36)	心理相談事業 (子ども相談事業)	運動・精神発達遅滞が疑われる乳幼児の保護者に対し、心理的なサポートや子どもへの対応について適切なアドバイスを行うため、心理相談員による個別相談を行います。	健康課
87 (37)	保健相談・指導事業	障害の早期発見と早期療育を進めるため、保健相談・指導による支援に努めます。また、子どもの虐待が疑われる場合には、子ども家庭支援センターや児童相談所などと協力して、子どもと保護者双方の支援を図ります。	健康課 子ども育成課
88 (38)	保護者への支援	障害の疑いや発達に課題のある子どもを持つ保護者からの相談やカウンセリングの体制の充実を図ります。また、療育機関などへつながった後も、保健師などによる相談支援などのサポートを継続して行います。	健康課
89 (39)	教育・保育施設等巡回相談事業	市内の教育・保育施設等や学童クラブにおける児童の身体的・精神的な発達に関する相談に対応するため、臨床心理士などの資格を有する相談員を派遣し、子どもの様子を観察するとともに、施設職員の適切な対応に関する助言を行います。	子ども育成課

## (2) 療育支援

番号	事業名	内容	担当
90 (75)	発達障害児の早期発見と支援	支援の必要がある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、乳幼児健康診査や乳幼児発達健康診査を活用し、医療機関などと連携した支援を行います。	健康課 子ども育成課
91 (76)	*児童発達支援	就学前の障害のある子どもを対象に、施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを行います。	障害福祉課
92 (77)	インクルーシブ教育・保育*の推進	障害の有無にかかわらず、子ども達がともに学び、育ちあうことができるようインクルーシブ教育・保育の推進と拡充を図ります。	子ども子育て支援課
93 (78)	学齢期に向けての移行情報支援	障害のある子どもの保護者を対象に、障害の程度や特性、保護者の意向などを踏まえて適切な教育を受けることができるように、関係機関との連携による情報の提供を図ります。また、教育・保育施設と小学校との情報連携を進め、移行情報の適切な引き継ぎに努めます。	健康課 子ども子育て支援課 指導課
94 (79)	*放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行うとともに、居場所を提供します。	障害福祉課
95 (80)	学童クラブの充実	小学校就学中の障害のある子どもの学童クラブへの受入体制を確保し、待機児童をなくすように努めます。	子ども育成課
96 (82)	児童発達支援センターの整備	児童発達支援センターの整備を推進し、設置主体となる社会福祉法人と連携して、心身の発達に特別な配慮が必要と思われる児童（要配慮児童）の早期発見・早期支援・継続的支援に係るシステム構築を図ります。	子ども育成課

注：\*印は、児童福祉法に基づく障害のある児童を対象としたサービス事業

## 2 特別支援教育の充実

### 【現状と課題】

- ◇障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし、将来社会的に自立していけるようになるためには、子ども達一人ひとりの個性や適性に応じた教育が、重要な役割を果たします。
- ◇障害のある児童・生徒が、他の児童・生徒と共に学び合うという意識が持てるように、個別の教育支援計画に基づき、特別の教育課程を組み、教育内容や方法などに工夫を凝らしながら、指導の充実に努めていくとともに、児童・生徒一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援を行うことが大切です。
- ◇学齢期にかけては、より適切な就学に向け、早い段階から就学相談窓口につながるよう保護者に働きかけていく必要があります。
- ◇特別支援学級設置校の状況

区分	形態	種別	学校名	学級名
小学校	固定級	知的障害	共成小学校	若草
		知的障害	つつじが丘小学校	杉の子
		知的障害	田中小学校	ふたば
	通級	難聴・言語障害	富士見丘小学校	きこえとことば
中学校	固定級	知的障害	昭和中学校	1組
		知的障害	多摩辺中学校	多摩辺
	通級	情緒障害	瑞雲中学校	ずいうん
		情緒障害	拝島中学校	はいじま

### ◇小学校における特別支援教室

拠点校	グループ校	拠点校	グループ校
東小	共成小・富士見丘小・玉川小	つつじが丘小	武蔵野小
光華小	中神小・成隣小・田中小	拝島第三小	拝島第一小・拝島第二小

※平成30年度より、「通級指導学級体制」から「特別支援教室」へ移行

### 【施策の方向】

- 児童・生徒一人ひとりの発達特性や障害の状況に応じた教育を推進するとともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するため、「第2次昭島市特別支援教育推進計画」に基づき、学校・家庭・地域、福祉・医療等の関係機関が連携し、特別支援教育の一層の推進を図ります。
- 一人ひとりの児童・生徒が安心して豊かに学ぶことができる環境を整備するため、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定級）を小・中学校に新たに開設するとともに、特別支援教室を開設するなど、特別支援教育体制の充実を図ります。
- 全ての学校、教室において、児童・生徒の特性への理解を図るとともに、特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。
- 就学前から義務教育修了後までの一貫性のある切れ目のない支援を行うため、(仮称)教育福祉総合センターの開設の機に、教育部門と福祉部門が一体となった相談窓口の開設に向けた検討を行うなど、関係機関と連携した相談・支援体制を構築します。
- 家庭や地域との連携を重視し、特別支援教育に対する理解啓発活動を進め、共生社会の実現を目指します。

## 【事業内容】

## (1) 支援を要する児童・生徒への教育の推進

番号	事業名	内容	担当
97 (83)	就学相談・就学指導の充実	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の適正な就学を支援します。将来の就労なども見据え、一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、障害の程度や特性に応じた就学相談・就学指導の充実に努めます。	指導課
98 (84)	特別支援教室の設置・充実	特別な支援を必要とする児童・生徒の成長と発達を最大限に伸長するため、特別支援教育の教育内容の充実を図り、特別な支援を必要とする児童・生徒などを対象とする特別支援教室の充実に努めます。	指導課
99 (85)	特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、学習上又は教育上の困難を改善・克服するための個別の教育支援計画を作成し、適切な教育や指導を行います。また、エリアネットワークを活用し、関係機関との連携を図り、研修・フォーラムなどを開催し、教員の人材育成を推進するとともに、市民や保護者への特別支援教育に関する理解・啓発の促進を図ります。	指導課
100 (86)	居住地交流・交流及び共同学習の推進	障害のある児童・生徒の社会性を育むため、学校行事などにより地域の人たちと交流を深めるとともに、通常の学級でともに学び理解を深める交流及び共同学習の推進を図ります。	指導課
101 (87)	副籍制度の啓発・推進	特別支援学校に在籍する障害のある児童・生徒について、居住する地域とのつながりを維持・継続するため、居住する地域の小・中学校に副次的な籍を持つ副籍制度を活用し、地域における活発な交流を図ります。	指導課
102 (88)	職場体験学習の実施	特別支援学級に在籍する生徒の社会参加・自立への意欲を育成するため、キャリア教育の一環として、職場体験学習を実施するとともに、体験学習を通じて、適切な進路選択ができるよう、進路指導の充実を図ります。	指導課
103 (89)	特別支援学級保護者会介護人派遣費助成事業	特別支援学級の保護者会を行う際に、在籍児童を安全に見守るため、介護人の派遣費用について助成します。	障害福祉課



---

## 第4節 安全・安心に暮らせるまちづくり

---

### 1 安全・安心体制の確保

#### 【現状と課題】

- ◇全ての人が地域で安全・安心に暮らしていくためには、災害時の支援・協力体制の構築や防犯への取組が大切です。
- ◇災害の被害を最小限に抑えるためには、災害時の即応体制を整備するとともに、障害のある人を含む市民の災害への対応力を高めていくことが重要です。
- ◇市では、災害などの非常事態には、障害のある人を含むすべての市民に、防災行政無線や昭島市携帯メール情報サービスなどを活用し、的確な情報提供を図ります。
- ◇障害のある人の緊急事態を把握することができるよう、緊急通報システムなどの設置事業を実施していますが、こうした事業は、大規模災害時の対応は困難です。
- ◇障害のある人を含む、自力では避難することが困難な避難行動要支援者の支援や安否確認には、地域住民、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会など、地域の幅広い協力が不可欠です。
- ◇市では、災害対策基本法の一部改正を受け、これまでの要援護者対策を改め、新たに避難行動要支援者対策を実施しています。また、要援護者の避難所として4か所の公共施設を二次避難所（福祉避難所<sup>\*</sup>）として指定しています。
- ◇市では、一次避難所となる学校避難所において、学校避難所運営委員会を組織し、学校管理者、民生委員、自治会、自主防災組織や障害のある人も参加する中で、配慮を必要とする方への対処方法や専用スペースの確保なども含めた各学校避難所運営マニュアルを作成し、その検証を進めています。
- ◇学校避難所運営マニュアルの検証を踏まえ、二次避難所（福祉避難所）の運営方法や運営体制の整備などについて、具体的な検討を進める必要があります。

#### 【施策の方向】

- 消防機関や警察機関と地域との連携を強化し、市民と行政が協力しながら地域の安全・安心を適切に守ることができる環境の整備を図るとともに、災害時を想定した、具体的な対応の検討を進めます。
- 重度障害のある人については、避難行動要支援者名簿への登録により、自主防災組織や民生委員などの避難支援等関係者との情報共有を図るとともに、機会を捉え、緊急通報システムの活用や昭島市携帯メール情報サービスへの登録を働きかけていきます。
- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組として、地域防災計画に基づき、避難支援プラン（全体計画）の策定を行うとともに、新たに、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成を進め、災害時等の障害のある人の安全・安心を確保する取組を進めます。

## 【事業内容】

## (1) 安全・安心体制の確保

番号	事業名	内容	担当
104 (68)	緊急通報システム 制度の活用	単身世帯で在宅の重度障害のある人を対象に、病気や事故などの緊急時に対応するため、消防署に通報する機器を設置する緊急通報システムなどを活用します。	障害福祉課
105 (69)	ヘルプカード・ヘルプマークの普及・啓発	援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするための「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」について、普及・啓発に努めます。	障害福祉課
106 (70)	昭島市携帯メール 情報サービスへの 登録推進	災害発生時に避難勧告などの防災情報をすばやく正確に入手することができるようにするため、昭島市携帯メール情報サービスへの登録を推進します。	防災課

## (2) 防災対策の推進

番号	事業名	内容	担当
107 (72)	学校避難所支援体制の推進	災害時の一次避難場所となる学校避難所の運営について、学校避難所運営委員会（自治会、学校、民生委員、PTAなど）を組織し、障害のある人にも配慮した、避難所運営や支援体制の検証を進めます。	防災課 庶務課
108 (71)	避難支援プラン・ 避難行動要支援者 名簿の作成	避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）に基づき、これまで運用してきた「災害時要援護者登録制度」に代わるものとして、災害時に自ら避難することが困難な人で、避難に関し特に支援を必要とする方を登録する「避難行動要支援者名簿」の作成を進めます。	防災課 生活福祉課
109 (73) (74)	避難行動要支援者 支援体制の整備	「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害時の避難支援や、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命や身体を災害などから適切に保護するための取組について、検討を進めます。	防災課 生活福祉課 障害福祉課

## 2 地域福祉の推進

### 【現状と課題】

- ◇すべての市民が地域の一員としていきいきと暮らしていくためには、障害のある人、市民、ボランティア団体、行政、関係機関などが協働し、それぞれが役割を分担しながら相互に支え合い、地域での問題を解決することが求められています。
- ◇障害のある人が社会のあらゆる分野に参加するために、さまざまな社会的障壁（バリア）を取り除いていくことが必要です。
- ◇市では、道路や施設などの公共施設については、誰もが安全かつ快適に利用することができるよう、ユニバーサルデザイン※に配慮した施設の整備・改修を順次進めています。また、商業施設や民間の建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、利用者の視点に立った施設の整備を誘導しています。

### 【施策の方向】

- 障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して利用することができるよう、施設や設備等のバリアフリー化の推進を図り、福祉のまちづくりを推進します。また、心のバリアフリーの推進を図ります。
- バリアフリー基本構想を策定し、誰にでも優しく利用しやすい施設となるよう、整備計画の段階からユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。
- 地域で支え合う仕組みを推進するためには、活動を支える人材の確保が不可欠であることから、ボランティアの育成や活動の支援、地域の福祉人材の確保に努めます。

### 【事業内容】

#### (1) バリアフリー化の促進

番号	事業名	内容	担当
110 (46)	バリアフリー推進 計画の策定	昭島市地域福祉計画の策定に併せ、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する市の基本的な考え方を位置付け、福祉のまちづくりの推進を図ります。	生活福祉課

## (2) 福祉人材の育成と地域との連携

番号	事業名	内容	担当
111 (105) (106)	福祉・ボランティア教育の推進	小・中学校の教育課程に位置づけるるとともに、障害者福祉施設での福祉体験などを促進し、福祉への理解を深めることを目的とした福祉・ボランティア教育を推進します。	指導課
112 (107) (108)	ボランティア活動の推進	ボランティアセンター（社会福祉協議会）が行うボランティア団体の活動情報の提供や、ボランティア活動に関する講座、団体間相互の交流事業などを支援し、ボランティアの育成及び活動の推進を図ります。	生活福祉課 社会福祉協議会
113 (新)	移動支援従事者養成研修の実施	移動支援事業のガイドヘルパーが不足している状況を踏まえ、ガイドヘルパー養成研修を実施し、人材の確保に努めます。	障害福祉課